

再苦情にかかる意見書

平成20年12月24日付けで依頼のあった競争入札参加排除措置に対する再苦情にかかる審議について、平成20年度第3回北海道入札監視委員会において審議を行い、当委員会としての意見を取りまとめたので、「工事等に係る指名停止等における苦情処理要領」の規定に基づき、当意見を提出する。

北海道知事 高橋はるみ 様

平成20年12月26日

北海道入札監視委員会委員長 浅水 正

| | |
|--------------|--|
| 対象の案件 | 平成20年度の檜山支庁農村振興課発注の「経営体育成基盤整備 今金地区 第2工区」に関し、北海道農政部が平成20年10月16日付けで(株)草間建設工業（以下「申立人」という。）に課した競争入札参加排除措置に対する同社からの再苦情申立に関する件 |
| 北海道入札監視委員会意見 | <p>本件は、「制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日、建情第368号）」の5（入札の参加申請）に規定する「配置予定技術者」について、道（支庁）が同要領6（入札参加資格の審査）に規定する入札参加資格審査を行わないまま、申立人からの申し出で当該工事の入札参加資格を認めたことに起因する。</p> <p>この資格審査を規定どおり入札前に行っていれば、申立人に当該工事に係る入札参加資格のないことが容易に確認でき、申立人が当該工事の入札に参加することはもとより、契約に至ることもなかったものであるから、平成20年10月16日に発した入札参加排除の措置は解除するのが妥当である。</p> |